

### 第 1 1 3 号議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 2 月 6 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

足立区立学童保育室条例（昭和 5 1 年足立区条例第 2 2 号）の一部を  
次のように改正する。

別表足立区立桜花学童保育室の項を削り、同表足立区立千寿第五学童  
保育室の項名称の欄中「足立区立千寿第五学童保育室」を「足立区立足  
立学童保育室」に改め、同表に次のように加える。

足立区立新田学園第二学童保育室 東京都足立区新田三丁目 3 0 番 1  
6 号

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

学童保育室を新たに開設するとともに、規定を整備する必要があるの  
で、この条例案を提出いたします。